

令和8年7月28日

報道機関各位

自然保護課

ツキノワグマ出没特別警報の終了について

6月29日に発表した「ツキノワグマ出没特別警報」を7月31日で終了しますので、お知らせいたします。

なお、県内全域には「ツキノワグマ出没警報」を発表中ですので、県民に対する注意喚起について、引き続きよろしくお願いします。

記

1 ツキノワグマ出没特別警報について

- (1) 期間 令和8年6月29日（月）～令和8年7月31日（金）
→令和8年7月31日をもって終了する。
- (2) 区域 八甲田地区（いわゆる八甲田山系）
- (3) 理由 ①加害個体と同一の可能性が高い個体が捕獲されたこと。
②春の山菜採りシーズンが終了したこと。

2 その他

(1) ツキノワグマ出没警報の継続について

八甲田地区を含む県内全域には、4月20日からツキノワグマ出没警報を発表しており、引き続き、ツキノワグマと出会わないための対策を徹底し、クマによる被害にあわないよう周囲に気を付けて行動すること。

(2) 注意喚起の内容

- 八甲田地区は、広く十和田八幡平国立公園の特別保護地区になっており、自然公園法により山菜やキノコの採取は禁止され、刑罰の対象となっていること。
- また、八甲田地区の大半は国有林であり、森林法によって山菜やキノコ等の採取は禁止され、刑罰の対象となっていること。
- 奥山はクマの生息地であるということを強く認識していただくとともに、入山する際は、クマの活動が活発になる早朝や夕方を避け、複数人で音を出しながら活動するほか、キノコ採り等に夢中になりすぎず周囲の状況をよく確認すること。

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当者		環境エネルギー部自然保護課 鳥獣対策グループ 総括主幹 福田 真樹
電話番号	内線	6505
	直通	017-734-9257
報道監		環境エネルギー部 次長 吉田 巧